






豊島廃棄物等処理事業関係年表


この年表は、豊島問題の主な経緯や法制度の変遷などについて証明したものです。今後も、廃棄物の不法投棄の根絶に向けた取り組みをこの年表に刻んでいきます。

時期	豊島事件の経緯	香川県の不法投棄防止対策等	国の法制定・改正、社会情勢等
平成元年 (一九八九年) 以前	<p>昭和五〇年二月 豊島総合観光開発株式会社(以下「豊島開発」という。)が県に対して有害な産業廃棄物等を取り扱う産業廃棄物処理業の許可の申出</p> <p>昭和五一年七月 豊島開発が無害な産業廃棄物に限定し取扱量を縮小する事業計画変更の申し出</p> <p>昭和五二年六月 豊島開発が産業廃棄物処理業の許可申請書提出</p> <p>昭和五二年六月 豊島住民が豊島開発に対して産業廃棄物処理場建設差止請求訴訟提起</p> <p>昭和五二年九月 豊島開発が県に対して産業廃棄物処理業の事業内容のみみずによる土壌改良剤処分に変更する申請</p> <p>昭和五三年二月 県が豊島開発に対して産業廃棄物処理業を許可</p>	<p>○前川忠夫香川県知事就任(昭和四九年九月)</p>	<p>●公害対策基本法制定(昭和四二年八月)</p> <p>●廃棄物処理法制定(昭和四五年二月)</p> <p>○香川用水通水(昭和四九年五月)</p> <p>○ベトナム戦争終結(昭和五〇年四月)</p>
平成二年 (一九九〇年)	<p>許可の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理業の種類 収集業・運搬業・処分(みみずによる土壌改良剤処分に限る)業 取り扱う産業廃棄物の種類 汚泥(製紙スラッジ、食品汚泥)、木くず、家畜のふん <p>昭和五三年一〇月 高松地裁で豊島住民と豊島開発との和解成立</p> <p>和解の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 豊島開発は、排水を一切海に流さない、定期的な水質検査を行い、結果を住民に報告する、産業廃棄物等を野積みしない、みみずによる土壌改良剤以外の事業は営まない、などを確約 豊島住民は、昭和五二年の工作物損壊禁止仮処分申請訴訟を取り下げ、木杭等を撤去 <p>昭和五八年一月 豊島開発が、シュレッダーダスト等を原料として購入し、その中から有価金属を回収する名目で、香川県公安委員会から金属くず商の許可を取得</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>昭和五〇年代後半から平成二年にかけて、豊島で廃棄物処理業を営む豊島開発が、自動車等の破砕くずであるシュレッダーダストなどの大量の産業廃棄物を自社の管理地に搬入し、野焼きや不法投棄を続けた。</p> </div>	<p>○平井城一香川県知事就任(昭和六一年九月)</p>	<p>当時の廃棄物処理法の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理業の許可に、収集運搬業、処分業の区分がなく、また、一度取得すると、永年有効であった。 産業廃棄物処理施設の設置は、届出制であった。また、一定規模未満の最終処分場は、届出も不要であった。 この頃の「不法投棄」とは、廃油や一部の有害物質を川などに捨てる行為と、市町村が指定した区域内に廃棄物を捨てる行為等に限定されており、同区域外に廃棄物を捨てる行為は、違法行為とされていなかった。 廃棄物撤去の命令等を行う要件は、生活環境の保全上「重大な」支障があることとされていた。 県が不法投棄者に代わって代執行できる規定はなかった。 罰則の最高刑は、一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金であった。
平成三年 (一九九一年)	<p>二月 兵庫県警察が豊島開発の事業場(以下「処分地」という。)を廃棄物処理法違反容疑で強制捜査</p> <p>二月～二月 県が処分地の立入検査、周辺地先海域の実態調査を実施</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>不法投棄された産業廃棄物</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>摘発直後の豊島処分地</p> </div> </div> <p>二月 県が豊島開発に対して、産業廃棄物処理業の許可を取り消すとともに、産業廃棄物撤去等の措置命令(第一次措置命令)</p> <p>措置命令の主な内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 事業場内にある産業廃棄物を撤去し、要件を備えた最終処分場へ搬入し、適正に処理すること 事業場内にある産業廃棄物の飛散、流出を防止するための措置並びに溜まり水の流出又は浸出を防止するための措置を講ずること 	<p>●廃棄物対策室設置(二月)</p> <p>●香川県産業廃棄物処理等指導要綱策定(六月)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県外産業廃棄物の搬入を原則禁止 やむを得ず搬入する場合も、知事に事前協議を義務づけ 産業廃棄物指導監視機動班強化(六月) 警察職員一人配置(六月) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>香川県では、廃棄物の不適正処理に対する監視体制の強化を図った。</p> </div>	<p>○湾岸戦争勃発(一月)</p> <p>●資源有効利用促進法制定(四月)</p> <p>●廃棄物処理法の抜本改正(一〇月)</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理施設の設置について、許可制が導入された。 廃棄物処理業の許可について、五年までの更新制が導入された。 区域や対象等を限定せずに、すべての場所における廃棄物の投棄が禁止された。 生活環境に「重大な」支障がなくても措置命令を行えるよう、発動要件が緩和された。 人の健康や生活環境に被害を生じるおそれのある廃棄物について「特別管理廃棄物」制度を設け、マニフェスト使用を義務づけた。 罰則が、三年以下の懲役又は三〇〇万円以下の罰金に強化された。
平成三年 (一九九一年)	<p>一月 兵庫県警察が豊島開発の経営者等を逮捕</p> <p>三月 県が豊島住民の健康診断を実施</p> <p>七月 神戸地裁姫路支部が豊島開発及び経営者等に有罪判決</p> <p>罪状</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法違反 <p>判決の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 許可を受けないで、多量の産業廃棄物を違法に収集した上、焼却・埋め立てなどの処分をした。 豊島総合観光開発株 罰金五〇万円(当時の最高刑) 実質的経営者 懲役一〇月、執行猶予五年 従業員等二名 懲役六月、執行猶予三年 		

<p>平成四年 (一九九二年)</p>	<p>二月 県が処分地の立入検査、掘削・ボーリング調査等を実施（五年二月）</p>		<p>豊島事件がきっかけとなって、廃棄物処理法の抜本改正をはじめ、法制度の整備が進んだ。</p>
<p>平成五年 (一九九三年)</p>	<p>二月 豊島住民（四三七人）が公害紛争処理法に基づく調停申請 二月 豊島住民（二二一人）が公害調停参加申立（申請人計五四九人に）</p>		<p>●環境基本法制定（二月）</p>
<p>平成六年 (一九九四年)</p>	<p>公害調停の被申請人とその趣旨 ・豊島開発、実質的経営者及びその親族 不法投棄を行った本人である。 ・香川県、県職員二名 豊島開発が持ち込んだシュレッダーダスト等が産業廃棄物に該当するかどうかの判断を誤り、豊島開発に対する必要な指導監督を怠った。 ・産業廃棄物の排出事業者二社 豊島開発が違法な産業廃棄物の処理を行っていることを知りながら、豊島開発に産業廃棄物の処理を委託した。 調停申請の内容 ①共同して一切の産業廃棄物を撤去すること ②申請人各自に対し連帯して金五〇万円を支払うこと</p> <p>二月 県が豊島開発に対して、処分地の環境保全措置にかかる具体的な措置命令（第一次措置命令）</p> <p>措置命令の主な内容 ①事業場の北海岸沿いに基盤層に達する鉛直止水壁を施工すること ②事業場への雨水の流入を防止するため雨水排水施設を設置すること</p>	<p>●香川県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会設置（警察、市町等との連携強化）（四月） ●車両による合同パトロール開始（四月） ●ヘリコプターによる空中監視開始（四月） ●香川県環境審議会設置（八月）</p>	<p>●廃棄物処理法施行令の改正（九月） ・有害物質の基準が強化され、ジクロロメタン等二種の物質を含む廃棄物が特別管理廃棄物に追加された。 ・シュレッダーダストについて、安定型処分場への埋立てが禁止され、管理型処分場に変更された。 ○関西国際空港開港（九月）</p>
<p>平成七年 (一九九五年)</p>	<p>五月 県が県警察に対して、豊島開発及び実質的経営者を廃棄物処理法に基づく措置命令違反の疑いで告発</p> <p>七月 県の告発に関して、土庄簡裁が豊島開発に罰金の略式命令</p> <p>罪状 ・廃棄物処理法違反 裁判所の命令の内容 ・豊島総合観光開発㈱ 罰金五〇万円 ・会社代表者 罰金五〇万円</p> <p>一〇月 国の公害等調整委員会が設置した調停委員会が現地実態調査結果及び七つの対策案を提示</p>	<p>●香川県環境基本条例制定（三月）</p>	<p>○阪神淡路大震災（一月） ●容器包装リサイクル法制定（六月） ・ペットボトルや食品トレーなど、商品の容器、包装について、分別収集やリサイクルが本格化した。</p>
<p>平成八年 (一九九六年)</p>	<p>調停委員会による調査結果の概要 ・廃棄物等の総量は約四六万㎡にのぼると推計され、当該廃棄物中には重金属や有機塩素系化合物、ダイオキシン等の各種の有害物質が相当量含まれ、これら有害物質による汚染は廃棄物層直下の土壌や処分地の地下水にも及んでいる。処分地をそのまま放置することは、生活環境保全上の支障を生ずるおそれがあるので、早急に対策を講じるべきである。 調停委員会が提示した七つの対策案の主な内容及び概算費用 ①処分地で中間処理し、島外に搬出して最終処分 一五一億円／一六七億円 ②島外に搬出し、島外で中間処理を施して最終処分 一五七億円／一七八億円 ③島外に搬出し、現状のまま遮断型最終処分場最終処分 一九一億円 ④処分地で中間処理するとともに、最終処分 一三四億円／一五五億円 ⑤島外で中間処理し、再度処分地に搬入し最終処分 一七三億円／一九〇億円 ⑥処分地で掘削・移動しながら最終処分場に改変し最終処分 一七三億円 ⑦処分地において、遮水、揚水等の環境保全措置を講ずる 六一億円 〔注〕概算費用の説明：焼却＋セメント固化による中間処理／溶融による中間処理</p> <p>一月 豊島住民が豊島開発に対して、昭和五三年一〇月の和解違反による損害賠償を求めて提訴 一〇月 総理大臣が国の支援を表明 一〇月 県が第七案を採用することを表明 一〇月 豊島住民が国を被申請人とする調停申請</p> <p>申請の趣旨 ・廃棄物処理法上の知事の事務の管理執行は国の機関委任事務であるから、国は知事の行為の結果について責任を負う。</p> <p>一二月 高松地裁が豊島住民の損害賠償請求訴訟について判決</p>		

	<p>判決の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊島開発の和解条項違反を認め、同社及び実質的経営者に慰謝料の支払（総額 二二〇〇万円余）と廃棄物の撤去を命じた。 		
<p>平成九年 (一九九七年)</p>	<p>一月 香川県が溶融等の中間処理を行う方向で検討していることを表明 二月 豊島住民が豊島開発及び実質的経営者の破産申立 三月 岡山地裁が豊島開発及び実質的経営者に破産宣告 七月 中間合意成立</p> <p>中間合意の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香川県は、廃棄物の認定を誤り、豊島開発に対する適切な指導監督を怠った結果、本件処分地について深刻な事態を招来したことを認め、遺憾の意を表す。 ・廃棄物等について溶融等による中間処理を施すことにより、できる限り再生利用を図り、廃棄物が搬入される前の状態に戻す。 ・申請人は、香川県に対し損害賠償請求をしない。 <p>八月 中間合意に基づき、豊島廃棄物等処理技術検討委員会（以下「技術検討委」という。）を設置</p>	<p>●香川県環境基本計画策定（五月）</p>	<p>●廃棄物処理法の抜本改正（六月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理施設を設置する際に、生活環境影響調査を実施し、申請書等を告示、縦覧する手続が義務づけられた。 ・廃棄物の不法投棄に対して、知事が自ら原状回復措置を講じ、原因者に費用徴収できる制度が創設された。（行政代執行法の特例） ・規制対象外であった一定規模未満の最終処分場が規制の対象に加えられる、全ての最終処分場が許可制になった。 ・廃棄物処理業の欠格要件に暴力団員が追加され、黒幕規定の追加、名義貸しの禁止など、許可要件が強化された。 ・マニフェスト制度の適用範囲が全ての産業廃棄物に拡大された。 ・罰則が、三年以下の懲役又は一千万円以下の罰金に大幅に拡大された。廃棄物の投棄禁止違反の法人は罰金一億円とされた。
<p>平成一〇年 (一九九八年)</p>	<p>八月 技術検討委が「暫定的な環境保全措置に関する事項」及び「中間処理施設の整備に関する事項」報告書提出</p> <p>「暫定的な環境保全措置に関する事項」報告書の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西海岸側や飛び地にある廃棄物等を掘削し処分地主要部に移動させる、北海岸側で遮水壁を打設する、雨水の流入を防止するため遮水・通気シートで覆うなど、処理の実施期間中における周囲への汚染の拡大防止対策をとりまとめた。 「中間処理施設の整備に関する事項」報告書の内容 ・廃棄物等の中間処理の技術方式に関する検討を行い、焼却・溶融（溶融型ロータリーキルン）、ガス化溶融（ガス化溶融一体型）、表面溶融・焼却（ロータリーキルン）＋エコセメントの四方式を選定した。 	<p>○真鍋武紀香川県知事就任（九月）</p>	<p>○長野冬季オリンピック開催（二月）</p> <p>○明石海峡大橋開通（四月）</p> <p>●家電リサイクル法制定（六月）</p>
<p>平成一二年 (一九九九年)</p>	<p>一月 豊島住民が破産管財人から処分地を購入 五月 技術検討委が「第二次技術検討委員会最終報告書」提出</p> <p>報告書の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暫定的な環境保全措置の実施に関して、廃棄物等の掘削・移動計画、汚染地下水の処理方法、主要な技術要件など、また、中間処理施設の整備に関して、副成物の有効利用、施設の建設にかかる技術要件等について、基本計画をとりまとめた。 <p>八月 県が直島町議会全員協議会において直島処理案を提案</p> <p>直島処理案とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物等を豊島から海上輸送し、直島町の三菱マテリアル(株)直島製錬所内に建設する中間処理施設で処理する事業計画案 直島処理案を提案した理由 ①施設の有効利用（豊島では多額の費用を要する施設を耐用年数が残っているにもかかわらず一〇年で撤去することに対する県議会の問題指摘） ②三菱マテリアル(株)の高い技術力（飛灰処理実験が契機） ③電力や燃料の調達が可能（直島製錬所の設備の利用） ④直島町の活性化（新たな環境産業の展開） <p>九月 直島町長が町議会で直島処理案受入のための四条件を表明</p> <p>四条件の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ①公害がないこと ②町の活性化につながる ③デメリット等に適切に対応すること ④町民の賛同が得られること <p>一二月 技術検討委が「第三次技術検討委員会最終報告書」提出</p> <p>報告書の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香川県から直島処理案の提案があったことを受け、第二次技術検討委員会最終報告でとりまとめた技術的事項の見直しを行い、豊島での施設整備や掘削・移動計画、直島における中間処理施設の整備、豊島から直島への廃棄物等の運搬等について再検討した。 	<p>●警察職員二人に増員（六月）</p>	<p>○青森・岩手県境産廃不法投棄事件摘発（二月）</p>
<p>平成一二年 (二〇〇〇年)</p>	<p>二月 技術検討委が「第三次技術検討委員会最終報告書（追加検討分）」提出</p> <p>報告書の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間処理施設の緊急時対応や事業活動の安全面でのチェック体制、海上輸送の安全確保等について追加検討を行った。 <p>三月 直島町長が町議会で直島処理案の受入を表明</p> <p>五月 県職員に対する処分</p>	<p>●廃棄物一〇番設置（四月）</p> <p>●香川県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会に海上保安部が加入（五月）</p> <p>●夜間・休日パトロールの開始（五月）</p> <p>●資源化・処理事業推進室設置（六月）</p>	<p>●建設リサイクル法制定（五月）</p> <p>●環境物品調達促進法制定（五月）</p> <p>●廃棄物処理法の改正（六月）</p>

<p>平成一三年 (二〇一一年)</p>	<p>六月一日 香川県議会が調停案を議決 併せて、直島町における風評被害対策条例を議決 六月六日 調停成立</p> <p>調停案の主な内容 ①香川県が廃棄物の認定を誤り、豊島開発に対する適切な指導監督を怠った結果、豊島住民に不安と苦痛を与えたことを認め、心から謝罪する。 ②香川県は、技術検討委員会の検討結果に従い、平成二八年度末までに、本件処分地の廃棄物及びこれによる汚染土壌を豊島から搬出するとともに、本件処分地の地下水・浸出水を浄化する。 ③香川県は、技術検討委員会の検討結果に従い、搬出した本件廃棄物等を直島町の三菱マテリアル㈱直島製錬所内に設置される処理施設において焼却・溶融方式によって処理し、その副産物の再生利用を図る。</p> <p>その他の調停の状況 ・産業廃棄物の排出事業者二社 一九社が解決金(総額約三億八千万円)の支払に応じ、平成九年二月以降順次調停成立 ・豊島開発、実質的経営者、排出事業者二社 合意が成立する見込みがないため、公調委が調停打ち切り ・県職員二名、国 申請人が申請取り下げ</p> <p>調停成立</p> 
<p>平成一四年 (二〇一二年)</p>	<p>三月 豊島処分地の暫定的な環境保全措置工事完了</p> <p>四月 豊島処分地の暫定的な環境保全措置工事完了</p>  <p>暫定的な環境保全措置工事完了後の豊島処分地</p>
<p>平成一五年 (二〇一三年)</p>	<p>一月 第一次掘削計画策定 二月 中間保管・梱包施設完成 三月 高度排水処理施設完成 四月 豊島廃棄物等の直島への輸送開始</p> <p>六月 豊島廃棄物等処理事業健康管理委員会を設置 中間処理施設完成 九月 豊島廃棄物等処理事業稼働式</p>  <p>廃棄物の専用輸送船</p>
<p>●エコライフがわ推進会議設立(二月)</p> <p>●香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例制定(二月)</p> <p>●県外産業廃棄物の原則搬入禁止の方針を継続しつつ、リサイクルを目的とした県外産業廃棄物については、知事への事前協議を義務づけたうえで搬入を認める。 協議書や報告書をインターネットで公表するなど、情報公開を基本に透明性を図る。</p>	<p>●県内四ヶ所に環境管理室を設置し、不適正処理の監視体制強化(四月) ●警察職員三人に増員(四月) ●地区別産業廃棄物不法処理防止協議会設置(八月九月) ●香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例施行(二月)</p>
<p>●排出事業者は、最終処分までの確認と責任が課せられ、注意義務違反の排出事業者が措置命令の対象にされるとともに、罰則の対象にされた。 ●土地所有者が措置命令の対象に追加された。 ●野焼きが原則禁止とされた。 ●懲役三年以下を五年以下とするなど、罰則が強化された。</p> <p>●循環型社会形成推進基本法制定(六月) ●食品リサイクル法制定(六月)</p>	<p>○米国同時多発テロ勃発(九月)</p> <p>●「エコアイランドなおしまプラン」について国が承認(三月)</p> <p>・中間処理施設が建設される直島町において、これを機に、循環型社会のモデル地域を目指し、環境産業の創出を図るとともに、自然、文化、環境の調和したまちづくりを進める。 ・ハード事業 三菱マテリアル㈱直島製錬所によるリサイクル施設の建設・運営 ・ソフト事業 環境を軸に、住民と企業、行政とが一体となった活性化の取組み</p> <p>●自動車リサイクル法制定(七月)</p> <p>・香川県知事の提唱により四国知事会として、自動車のリサイクル費用を新車販売時に徴収するいわゆる「前払方式」を要望し、実現した。</p>
<p>●香川県直島環境センター設置(二月) ●環境監視員制度を創設し、県民二二名に委嘱(一月) ●不法投棄の重点監視区域を設定し集中監視を行うためのごみマップ作成(三月) ●適正処理推進主幹の配置(四月) ●GPSによる廃棄物運搬車輻追跡システムの構築</p>	<p>○イラク戦争勃発(三月)</p> <p>●廃棄物処理法の改正(六月)</p> <p>・廃棄物であることの疑いがある物の処理について立入検査ができることとされた。 ・不法投棄の未遂罪が創設された。 ・法人が一般廃棄物の不法投棄に関与したときの罰金が一億円に引き上げられた。 ・悪質な業者の許可の取消しが義務化された。 ・許可の取消し逃れをした者が廃棄物処理業の欠格要件に追加された。</p> <p>●特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法制定(六月)</p> <p>・全国各地で問題となっている大規模な不法投棄を一掃するため、国の支援等について定めた一〇年間の時限立法が制定された。</p>

	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;"> <p>豊島廃棄物等の本格処理を開始した。</p> </div>  <p style="text-align: right; font-size: small;">平成15年5月20日</p> <p style="text-align: center;">直島・中間処理施設</p> <p>二月 産廃特別措置法に基づく「豊島廃棄物等の処理にかかる実施計画」について環境大臣が同意</p> <p>【処理量実績累計 約二万六七〇〇トン】 ※処理量実績累計は年度毎に算出（以下、同じ）</p>		<p>●廃棄物処理法の改正（四月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄目的の収集運搬に対する罰則が創設された。
<p>平成一六年 （二〇〇四年）</p>	<p>一月 中間処理施設二号溶融炉で小爆発事故発生</p> <p>三月 豊島廃棄物等技術委員会が豊島廃棄物等管理委員会に移行</p> <p>四月 中間処理施設運転再開</p> <p>二月 台風豪雨により、ダイオキシン類濃度の管理基準値を超えた汚染水流出が判明</p> <p>二月 異常時対応として豊島処分地沈砂池からの排水を停止</p> <p>【処理量実績累計 約八万トン】</p>	<p>●産業廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定を締結（四月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四国電力(株)高松支店 <p>●「産廃マーク」制度の実施（七月）</p>	<p>●廃棄物処理法の改正（五月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物関係事務を保健所設置市から政令で指定する市が行うこととした。 ・無許可営業・事業範囲変更を行なった法人は罰金一億円以下とされた。
<p>平成一七年 （二〇〇五年）</p>	<p>一月 豊島処分地排水対策検討会を設置</p> <p>【処理量実績累計 約一三万四〇〇〇トン】</p>		<p>●廃棄物処理法の改正（五月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産廃特別措置法に基づく「豊島廃棄物等の処理にかかる実施計画」の変更（重油高騰に係る事業費の変更）について環境大臣が同意
<p>平成一八年 （二〇〇六年）</p>	<p>三月 第二次掘削計画策定</p> <p>四月 各種ダイオキシン類対策を講じた結果、安全性が確認されたため、豊島処分地沈砂池を通常管理に戻し、排水を再開</p> <p>八月 第一次掘削開始</p> <p>【処理量実績累計 約一八万六二〇〇トン】</p>	<p>●五月三〇日（こみゼロの日）から六月五日（環境の日）までの「全国こみ不法投棄監視ネットワーク」に呼応し、集中的な監視や、ラジオ、ホームページでの広報啓発を開始</p>	
<p>平成一九年 （二〇〇七年）</p>	<p>【処理量実績累計 約二四万五〇〇〇トン】</p>		
<p>平成二〇年 （二〇〇八年）</p>	<p>二月 仮置き土（廃棄物を含む汚染土壌）の中間処理施設（ロータリーキルン炉）での高温熱処理について合意成立</p> <p>【処理量実績累計 約三〇万二〇〇〇トン】</p>		
<p>平成二一年 （二〇〇九年）</p>	<p>二月 仮置き土の高温熱処理を開始</p> <p>三月 産廃特別措置法に基づく「豊島廃棄物等の処理にかかる実施計画」の変更（重油高騰に係る事業費の変更）について環境大臣が同意</p> <p>【処理量実績累計 約三七万二二〇〇トン】</p>		
<p>平成二二年 （二〇一〇年）</p>	<p>八月 汚染土壌（廃棄物層直下汚染土壌及び汚染覆土）の水洗浄処理について合意成立</p> <p>【処理量実績累計 約四四万六一〇〇トン】</p>	<p>○浜田恵造香川県知事就任（九月）</p>	
<p>平成二三年 （二〇一一年）</p>	<p>三月 産廃特別措置法に基づく「豊島廃棄物等の処理にかかる実施計画」の変更（汚染土壌の処理方法に水洗浄処理を追加）について環境大臣が同意</p> <p>九月 処理対象量を六六万八〇〇〇トンから九〇万五〇〇〇トンに見直し</p> <p>処理対象量の見直しにより、処理期間が三年六箇月延び、事業の終期が平成二八年九月末となる見込み</p> <p>【処理量実績累計 約五一万七二〇〇トン】</p>	<p>●東日本大震災（三月）</p>	
<p>平成二四年 （二〇一二年）</p>	<p>七月 処理対象量を九〇万五〇〇〇トンから九三万八〇〇〇トンに見直し</p> <p>処理対象量の見直しにより、処理期間が一箇月延び、事業の終期が平成二八年一〇月末となる見込み</p> <p>一〇月 汚染土壌（廃棄物層直下汚染土壌及び汚染覆土）のセメント原料化処理について合意成立</p> <p>【処理量実績累計 約五八万八七〇〇トン】</p>		<p>●特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の改正（八月）</p> <p>●法の有効期限（平成二五年三月末）が平成二五年三月末まで一〇年間延長された。</p> <p>●小型家電リサイクル法制定（八月）</p>

<p>平成二五年 (二〇一三年)</p>	<p>一月 産廃特別措置法に基づく「豊島廃棄物等の処理にかかる実施計画」の変更（産廃特措法の期限延長を受け、処理対象量の増加に伴う処理期間の延長や汚染土壌の処理方法へのセメント原料化処理の追加等）について環境大臣が同意 三月 汚染土壌（廃棄物層直下汚染土壌）のセメント原料化処理を開始 七月 処理対象量を九三万八〇〇〇トンから九一万一〇〇〇トンに見直し</p> <p>【処理量実績累計 約六六万九四〇〇トン】</p>		
<p>平成二六年 (二〇一四年)</p>	<p>七月 処理対象量を九一万一〇〇〇トンから九一万九〇〇〇トンに見直し 処理対象量の見直しにより、事業の終期が平成二九年二月末となる見込み</p> <p>【処理量実績累計 約七四万四〇〇トン】</p>		
<p>平成二七年 (二〇一五年)</p>	<p>七月 処理対象量を九一万九〇〇〇トンから九〇万七〇〇〇トンに見直し 処理対象量の見直しにより、事業の終期が平成二九年三月となる見込み</p> <p>十二月 処理対象量を九〇万七〇〇〇トンから九〇万二〇〇〇トンに見直し</p> <p>【処理量実績累計 約八一万三〇〇〇トン】</p>		<p>●廃棄物処理法の改正（七月）</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県廃棄物処理計画について、非常災害時についての事項が追加された。 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例等が創設された。
<p>平成二八年 (二〇一六年)</p>	<p>七月 処理対象量を九〇万七〇〇〇トンから九〇万四〇〇〇トンに見直し （溶融処理する廃棄物等は八六万六〇〇〇トン）</p> <p>九月 処理対象量を九〇万四〇〇〇トンから九一万三〇〇〇トンに見直し （溶融処理する廃棄物等は八七万五〇〇〇トン）</p> <p>十月 処理対象量を九一万三〇〇〇トンから九〇万四〇〇〇トンに見直し （溶融処理する廃棄物等は八七万七〇〇〇トン）</p> <p>十一月 処理対象量を九〇万四〇〇〇トンから九〇万九〇〇〇トンに見直し （溶融処理する廃棄物等は八八万二〇〇〇トン）</p> <p>【搬入スピードアップ対策の開始】 廃棄物輸送船「太陽」を毎日運航に変更 直島での廃棄物等の一時保管開始</p> <p>【処理量実績累計 約八六万九〇〇〇トン】</p>		<p>●廃棄物処理法の改正（六月）</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者に対して電子マネIFESTの使用が義務付けられた。 有害使用済機器について、都道府県知事への届出及び処理基準の遵守等が義務付けられた。
<p>平成二九年 (二〇一七年)</p>	<p>一月 処理対象量を九〇万九〇〇〇トンから九〇万四〇〇〇トンに見直し （溶融処理する廃棄物等は八八万八〇〇〇トン）</p> <p>「太陽」に積載するコンテナダンブトラックについて、十八台から十九台へ増車及び廃棄物等の積載量を一・五トン増加</p> <p>二月 「太陽」で廃棄物等のみ搬出開始 処理対象量を九〇万四〇〇〇トンから九一万二〇〇〇トンに見直し （溶融処理する廃棄物等は八九万五〇〇〇トン）</p> <p>「しごき丸」で廃棄物等を搬出開始</p> <p>三月 処理対象量を九一万二〇〇〇トンから九一万トンに見直し （溶融処理する廃棄物等は八九万七〇〇〇トン） 粗大スラッグの一時保管場所借入</p> <p>「太陽」一日三便運航の実施</p> <p>二八日</p>	<p>●産業廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定を締結（三月）</p> <ul style="list-style-type: none"> （一社）香川県建設業協会 （二社）香川県産業廃棄物協会 香川県森林組合連合会 （一社）香川県トラック協会 <p>●香川県直島環境センター廃止（八月）</p>	<p>●六月 十二日</p> <p>知事による処理完了確認</p> <p>「太陽」最終運航便</p>
<p>七月</p>	<p>【処理量実績累計 約九一万二〇〇〇トン】</p> <p>豊島廃棄物等処理完了式典を直島町にて開催 豊島廃棄物等管理委員会が豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会に移行</p>		